

## 難病法による医療費助成制度について

平成 27 年 1 月 1 日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、今まで特定疾患治療研究事業の対象となっていた 56 疾病及び追加疾病をあわせ、令和元年 7 月 1 日より 333 疾患が医療費助成の対象となりました。

### 1 指定医療機関指定通知書の送付について

別添のとおり、難病法に基づく指定医療機関として指定されました。

申請内容に変更が生じた場合や医療機関が業務を休止等した場合、医療法等により処分を受けた場合や指定の辞退を希望する場合などには、各種届出が必要となりますので、裏面「問い合わせ先」まで御連絡ください。

### 2 医療費の助成について

医療費助成の対象は、受給者証に記載されている「指定難病」やその疾患に附随して発現する傷病に対する医療であって、都道府県に指定された「指定医療機関」が行ったものです。

- ・医療保険の負担割合が 3 割の場合、総医療費の 2 割と負担上限月額を比べて、総医療費の 2 割の額の方が低い場合、総医療費の 2 割分は患者負担、1 割分は公費負担となります。
- ・1 ヶ月間で支払った患者負担額を全て合算して、負担上限月額を超えた分も公費負担になります。各医療機関で、どれだけの医療費が掛かったのかを確認するために、「負担上限月額管理票」に記入していただきます。

受給者証に貴機関名が記載されている場合は、公費請求が可能です。

### 3 「負担上限月額管理票」について

年 月 負担上限月額管理票					
受診者	受給者番号				
負担上限月額 特定医療費（指定難病）受給者証記載の通り					
下記のとおり、負担上限月額に達しました。					
日付	指定医療機関名		確認印		
日					
日付	指定医療機関名	医療費総額	自己負担額	月額累計	徴収
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					

※記入欄が不足した場合は、裏面に記入してください。  
※受給者証と併せて、本管理票を指定医療機関の窓口へ提出してください。  
※本管理票は、使用後 2 年間は保管をお願いいたします。

診療月の負担上限月額管理票に記入してください。  
受診者名と受給者番号を確認してください。  
※ 受給者には空欄のものを送付し、御自身での記載をお願いしております。

負担上限月額は「受給者証」で確認をしてください。

負担上限月額に達した場合は、その指定医療機関が記入・押印してください。

医療費等を記入し、押印をお願いいたします。  
この管理票は、患者の医療費を証明する書類として申請書に添付する場合がありますので、**負担上限月額に達した後も、記入を続けてください。**

詳しい負担上限月額管理票の使い方は、疾病対策課ホームページを御覧ください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/siteiiryoukikanshuuchi.html>

#### 4 指定医について

新規申請や更新申請の際に必要な臨床調査個人票は、指定医が記載したものでないと申請書類として認められません。(指定医療機関であっても指定医でなければ臨床調査個人票を記載することはできません。)

こちらも、申請をされていない場合は、申請をお願いいたします。

#### 5 静岡県単独医療費助成制度（橋本病・突発性難聴）について

指定医療機関や指定医の制度の適用はありませんので、従来からの契約医療機関である場合は、公費請求を行うことが可能です。また、臨床調査個人票も難病法における指定医でなくても記載いただけます。

#### 6 劇症肝炎・重症急性膵炎について

劇症肝炎・重症急性膵炎については、平成27年1月1日から新規申請の受付はできません。更新申請を行っている受給者のみ助成の対象となります。

#### 7 スモンについて

スモンは整腸剤キノホルムの副作用による薬害です。平成27年1月1日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されておりますが、スモン患者に対する医療費助成は、これまでどおり「特定疾患治療研究事業」の対象となり、医療費の自己負担分の全額を公費負担します。

#### 8 特定疾患治療研究事業について

上記の疾患（橋本病、突発性難聴、劇症肝炎、重症急性膵炎、スモン）については、従来の特定疾患治療研究事業の対象となっております。今回申請していただいた、指定医療機関の申請とは別に、特定疾患治療研究事業の委託契約を締結する必要がありますので、上記疾患の受給者証をお持ちの方がいらっしゃいましたら、「問い合わせ先」まで御連絡ください。

問い合わせ先

静岡県健康福祉部医療健康局疾病対策課

TEL: 054-221-3393 FAX: 054-251-7188

E-mail: [shippei@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:shippei@pref.shizuoka.lg.jp)